

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	松浦市、佐世保市、平戸市、 小値賀町、佐々町（代表）

## 県北地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 佐々町農林水産課  
所在地 佐々町本田原免 168-2  
電話番号 0956-62-2101  
FAX番号 0956-62-3178  
メールアドレス nousui@town.saza.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、シカ、カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ、ヒヨドリ 等
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	市町名	品 目	被害面積	被 害 額
イノシシ	佐世保市	水稲、麦類、いも類、豆類、雑穀、工芸農作物、飼料作物、果樹、野菜、その他	19.81 h a	2,658.2 万円
	平戸市		24.18 h a	2,103.3 万円
	松浦市		8.19 h a	918.0 万円
	小値賀町		1.78 h a	70.3 万円
	佐々町		4.49 h a	507.2 万円
	小計		58.45 h a	6,257.0 万円
アライグマ	佐世保市	水稲、飼料作物、果樹、野菜、工芸作物、その他	0.39 h a	118.5 万円
	平戸市		0.08 h a	13.2 万円
	松浦市		0.15 h a	41.7 万円
	小値賀町		0.00 h a	0.0 万円
	佐々町		0.00 h a	0.0 万円
	小計		0.62 h a	173.4 万円
カラス	佐世保市	水稲、麦類、いも類、豆類、工芸農作物、飼料作物、野菜、果樹、その他	0.07 h a	24.2 万円
	平戸市		0.38 h a	21.5 万円
	松浦市		0.38 h a	118.9 万円
	小値賀町		0.17 h a	23.7 万円
	佐々町		0.00 h a	0.0 万円
	小計		1.00 h a	188.3 万円
その他鳥獣	佐世保市	水稲、いも類、果樹、野菜、その他	0.30 h a	76.3 万円
	平戸市		0.30 h a	87.8 万円
	松浦市		0.05 h a	8.9 万円
	小値賀町		0.00 h a	0.0 万円
	佐々町		0.00 h a	0.0 万円
	小計		0.65 h a	173.0 万円
計 (市町ごと)	佐世保市		20.57 h a	2,877.2 万円
	平戸市		24.94 h a	2,225.8 万円
	松浦市		8.77 h a	1,087.5 万円
	小値賀町		1.95 h a	94.0 万円
	佐々町		4.49 h a	507.2 万円
計 (全体)			60.72 h a	6,791.7 万円

## (2) 被害の傾向

### 1 イノシシ

令和2年度の長崎県内のイノシシ捕獲頭数が5万頭弱のなかで、本協議会管内で1万5千頭程度の捕獲があっており、イノシシによる農作物被害は県北地域全域で多発し、大きな問題となっている。主に水稲、野菜、飼料作物、果樹での被害が多く、特に水稲では植付期から生育期にかけては、踏み倒しや掘り起し、生育期から収穫期にかけては、食害や踏み倒しなど、全期にわたり被害が発生しており、圃場の畦や石垣への掘り起し被害も多く確認されている。農作物の直接的な被害だけではなく、被害にあった農業者の営農意欲の低下等により、耕作放棄地の増加をもたらし、これがさらなる鳥獣被害を招くという悪循環にあり、被害金額としての数字以上の影響を地域にもたらしている。また、年間を通して市街地・道路への出没が多く確認されており、住民への生活環境被害が発生している。

### 2 アライグマ

アライグマは、佐世保市、平戸市（田平地区）、松浦市、佐々町で生息が確認され、農作物被害も年々拡大し、特に野菜・果樹の収穫期の食害が発生している。

また、年間を通して市街地への出没が多く確認されており、住居等への侵入や家庭菜園への被害など生活環境被害が発生している。

### 3 カラス

カラスによる農作物被害は県北地域全域で年間を通じて発生しており、水稲・野菜・果樹の被害が多い。

また、牛舎内へ侵入し、飼料を食べるなど畜産業への被害も発生している。

### 4. タヌキ

タヌキは、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町で生息が確認され、野菜の被害が発生している。

### 5. アナグマ

以前から飼料作物や果樹等での被害が発生している。佐世保市、松浦市で被害発生が見られることから本土地域全域に生息していると考えられる。

### 6. シカ

シカによるスギ、ヒノキ等の針葉樹の皮剥ぎ、果樹や野菜の新芽の食害が発生しているが、農作物への被害報告は少ない状況である。

生息については、佐世保市北部の江迎、鹿町、小佐々地区及び佐々町と考えられる。

### 7. カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ、ヒヨドリ

カモ、ドバト、ゴイサギによる被害は、佐世保市において水稲、飼料作物で発生している。生息については県北地域全体で見受けられる。カワウは、被害報告はないが生息については県北地域全体で見受けられる。ヒヨドリは、被害は少ないものの特に果樹を中心に毎年発生している。

### 8. サル

サルについて、小値賀町を除く県北地域で出没しており、民家などへの出没や人に危害を加えたり、農作物の食害などの事例が発生している。多くは単独で動いているが、数頭からなる集団での出没も見受けられる。

### (3) 被害の軽減目標

#### 【全体】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	58.45	6,257.0	40.89	4,379.8
アライグマ	0.54	160.2	0.37	112.0
カラス	1.00	188.3	0.67	131.6
その他鳥獣	0.73	186.2	0.50	130.3
計	60.72	6,791.7	42.43	4,753.7

#### 【佐世保市】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	19.81	2,658.2	13.86	1,860.7
アライグマ	0.39	118.5	0.27	82.9
カラス	0.07	24.2	0.04	16.9
その他鳥獣	0.30	76.3	0.21	53.4
計	20.57	2,877.2	14.38	2,013.9

#### 【平戸市】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	24.18	2,103.3	16.92	1,472.3
カラス	0.38	21.5	0.26	15.0
その他鳥獣	0.38	101.0	0.26	70.7
計	24.94	2,225.8	17.44	1,558.0

#### 【松浦市】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	8.19	918.0	5.73	642.6
アライグマ	0.15	41.7	0.10	29.1
カラス	0.38	118.9	0.26	83.2
その他鳥獣	0.05	8.9	0.03	6.2
計	8.77	1,087.5	6.12	761.1

#### 【小値賀町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	1.78	70.3	1.24	49.2
カラス	0.17	23.7	0.11	16.5
計	1.95	94.0	1.35	65.7

#### 【佐々町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	4.49	507.2	3.14	355.0
その他鳥獣	0	0	0	0
計	4.49	507.2	3.14	355.0

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元猟友会に捕獲業務を委託</li> <li>・ 狩猟免許取得者に対する助成</li> <li>・ 捕獲活動支援制度の実施</li> <li>・ 各地域協議会等において箱罟等を購入し、地元猟友会へ貸与</li> <li>・ 非免許所持者を活用した捕獲隊（佐世保市の一部地域、平戸市、松浦市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲従事者の高齢化</li> <li>・ 捕獲従事者（猟友会等）の捕獲従事に対する意識統一</li> <li>・ 捕獲従事に対する住民への啓発</li> <li>・ 捕獲された鳥獣（ジビエ）の利活用</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県の事業を活用した電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置後の維持管理が徹底出来ていない。</li> <li>・ 設置箇所の選定において、設置作業の効率性等が重視され、効果的な設置場所の選定が出来ていない。</li> <li>・ 農家への防護対策の周知</li> <li>・ 耐用年数を経過した施設の適期更新</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県の事業を活用しイノシシの近寄りやすい緩衝帯の整備</li> <li>・ 広報等を活用し放置農作物の除去を促し、無意識による鳥獣への餌付けをなくす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護、捕獲、棲み分けの3対策を効果的・効率的に図るためには、集落単位等の組織活動を検討</li> <li>・ 農地に限らず、庭木や家庭菜園等の放任果樹の除去等の周知・啓発</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<p><b>【共通事項】</b></p> <p>野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵設置を柱とした防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び捕獲活動経費の助成等による捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。特に捕獲については、防護柵整備地域におけるICTを活用した効果的な捕獲を推進する。</p> <p>各市町で設置した鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市町地域協議会等による取組に加え、より効果的な対策を図るため、市町域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要であることから、県北地域3市2町で構成する協議会において情報の共有化などを行い、国事業を活用した捕獲機器の整備等（ソフト事業）に取り組み、実効性の高い被害防止対策を進める。</p> <p>また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、地域懇談会や現地研修会を開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。</p> <p>アライグマに関しては、「防除実施計画」に基づき、早期発見、早期対応できる体制を整備することで地域への侵入を防ぐことを目指す。</p> <p><b>【佐世保市】</b></p> <p>① 防護対策</p> <p>生産者が自己資金やこれまでの補助事業等で導入してきた既存の防護柵の効果を最大限発揮できるよう、適正な設置方法や維持管理方法等の指導に努め、併せて、国の事業を活用し、今後とも防護柵の導入を推進する。</p> <p>② 捕獲対策</p> <p>生産現場における捕獲従事者の確保に向けた罟免許取得推進に努めるとともに、各猟友会等との連絡体制を密にし、捕獲体制の強化を図る。また、防護柵整備地域におけるICTを活用した捕獲を推進する。</p> <p>③ 棲み分け対策</p> <p>有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努め、放任果樹の除去、農地付近の藪払いや耕作放棄地解</p>
--

消に向けた農地流動化等の補助事業等を積極的に活用しながら、農業委員会をはじめ関係機関と連携を取り推進する。特に、近年出没が多発しているサルについて、地域、集落での追い払い対策の周知を図るとともに、必要に応じて捕獲を実施し被害防止に努める。

#### ④ 広域協議会

捕獲機器の整備や罨免許取得助成などソフト事業に取り組む。

#### ⑤ 野生鳥獣の食肉等への利活用

有害捕獲されたイノシシは、全体の 96.2%が焼却又は埋設により処分され、残り 3.8%が食用として利用されている状況にある。イノシシの捕獲頭数が年間 6,000 頭前後で推移している中で、今後は廃棄処分するだけでなく、利活用について検討するよう努める。

### 【平戸市】

#### ① 防護対策

国の事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵など防護柵の整備に努め、平戸市全域の農地を囲うことを目標に推進する。

#### ② 捕獲対策

国の事業を活用しながら、地元猟友会と連携し捕獲機器の充実を図るとともに、狩猟免許取得及び更新費用に対する助成を行い、新規捕獲従事者の確保に努める。

また、農業者等が自己農地等を自ら被害対策を行う、捕獲隊の結成を推進する。

#### ③ 棲み分け対策

人と鳥獣との棲む場所を区分するため、緩衝帯の整備及び里山の整備を推進する。

#### ④ 市街地対策

イノシシによる被害は農作物だけでなく、今後、人に対しても起こりうる可能性があることから、市単独事業の「まちなか対策事業」により、農家以外の住民が市街地において防護・捕獲・棲み分けの3対策を行うことを推進する。

#### ⑤ ジビエの推進

有害捕獲されたイノシシについて、民間事業者と連携し、ジビエとして利活用するよう促進する。

### 【松浦市】

#### ① 防護対策

被害防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を推進し、従来の電気柵も併せて設置に対する助成を行い、松浦市全域の農地を囲い、イノシシ等による農作物被害を未然に防止することを推進していく。

#### ② 捕獲対策

狩猟免許所持者の増加を図る。また、地域内の農地において発生する鳥獣被害を持続的に防止する役割として捕獲隊の結成を推進し、関係者が一致協力して被害対策活動に取り組む。

#### ③ 棲み分け対策

近年、耕作地に隣接する里山林の荒廃化や耕作放棄地の増加に伴い、動物と人とのバッファゾーンの消滅が考えられるため、集落などの組織単位で協議を進め、国や県の里山林整備事業などを活用した緩衝帯の整備を図る。

また、市街地や集落においては放任果樹の除去、藪の草払い等の生息環境整備についても行う。

### 【小値賀町】

#### ①カラス被害防止

●捕獲対策・・・猟友会の猟銃による捕獲に努める一方、被害地区内に捕獲檻の設置を行い、積極的な捕獲対策を行う。

●防護対策・・・テグスや網等を活用したカラス飛来の阻害等による農作物の被害防止対策を推進し被害の軽減を図る。

②イノシシ被害防止

捕獲・防護・棲み分けの3対策を猟友会・集落と協力しながら推進し、被害の減少、生息数の増加抑制に努める。

- 防護対策・・・今後の農作物被害の発生状況と農家の要望を検討し、ワイヤーメッシュ柵の設置を進める。
- 捕獲対策・・・ICT罠を活用し効果的な捕獲を推進する。
- 棲み分け対策・・・牛の放牧を活用し未利用山林や、耕作放棄地を緩衝帯としての整備を進める。

【佐々町】

①防護対策

国の事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵など防護柵の整備を行い、佐々町全域の農地を囲うことを目標に推進する。

②捕獲対策

国・県の事業を活用しながら、猟友会と連携し、捕獲機器の充実を図る。また、捕獲体制を充実させるため、狩猟免許所持者の増加を図るとともに、捕獲隊の結成を推進していく。

③棲み分け対策

耕作放棄地や里山林の荒廃化の増加に伴い、イノシシが好む環境が整っているため、今後、集落などの組織単位で協議を進め、中山間直接支払交付金事業などを活用し、緩衝帯の整備を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各市町において、地元猟友会等に有害鳥獣捕獲を委託する。また、各市町において鳥獣被害対策実施隊を結成し、地元猟友会等と連携を図りながら捕獲対策を講じるほか、捕獲隊を結成している地域においては、給餌やわな見回り補助等捕獲従事者のサポート体制を明確にし捕獲強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	イノシシ、アライグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、シカ、カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、カワウ、ヒヨドリ、ダイサギ、コサギ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱罠、くくり罠の導入</li> <li>・狩猟免許取得に対する助成による捕獲従事者の育成・確保</li> <li>・捕獲報奨金制度の実施</li> <li>・「狩猟免許を有しない従事者容認事業」の推進</li> <li>・特定外来生物法に基づき各市町で策定した「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施</li> </ul>
令和6年度	イノシシ、アライグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、シカ、カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、カワウ、ヒヨドリ、ダイサギ、コサギ、 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱罠、くくり罠の導入</li> <li>・狩猟免許取得に対する助成による捕獲従事者の育成・確保</li> <li>・捕獲報奨金制度の実施</li> <li>・「狩猟免許を有しない従事者容認事業」の推進</li> <li>・特定外来生物法に基づき各市町で策定した「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施</li> </ul>
令和7年度	イノシシ、アライグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、シカ、カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、カワウ、ヒヨドリ、ダイサギ、コサギ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱罠、くくり罠の導入</li> <li>・狩猟免許取得に対する助成による捕獲従事者の育成・確保</li> <li>・捕獲報奨金制度の実施</li> <li>・「狩猟免許を有しない従事者容認事業」の推進</li> <li>・特定外来生物法に基づき各市町で策定した「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画等の設定の考え方

##### 1 イノシシ

過去の実績を見ると、その年の気候等の影響により、捕獲頭数に波があるものの、依然として捕獲頭数が高推移しており、現在も農作物への被害が発生している状況であることから、年間を通した捕獲を行う。

##### 2 アライグマ

アライグマは外来生物で、被害は年々拡大傾向にある。また、生息区域の拡大や頭数が増加している傾向にあり、自然生態系への影響が危惧されることから予察捕獲及び防除実施計画に基づく捕獲により根絶を目的として年間を通した捕獲を行う。

##### 3 カラス

カラスは地元地域に生息している地カラスと、時期により飛来してくる渡りカラスが存在しており、年間を通しての農作物及び飼料作物の食害被害が発生している。そのため、必要羽数の有害捕獲を行う。

##### 4 タヌキ

タヌキは在来生物であるが、低木には登ることもできるため果樹等の被害が増加する可能性がある。そのため、年間を通した必要頭数の捕獲を行う。

##### 5 アナグマ

アナグマは雑食性で、果樹や飼料作物等の食害が多い。また、今後被害が増加する恐れもあるため、年間を通した必要頭数の捕獲を行う。

##### 6 シカ

シカによる農作物の被害報告は少ないものの、スギやヒノキ等の針葉樹の皮剥ぎが確認されている。今後、生息区域の拡大や生息数が増加した場合、被害が増加する恐れもあることから、年間を通した必要頭数の有害捕獲を行う。

##### 7 カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ

カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギは水稻、飼料作物の食害、踏み倒し被害が発生している。そのため、年間を通した必要羽数の有害捕獲を行う。

##### 8 カワウ

カワウによる農作物への直接的な被害はないものの、繁殖にあたって多数の個体が集まって大規模なコロニーを形成する習性があり、糞による樹木の枯死などの被害が生じる可能性がある。これらの環境が波及し農業用水の富栄養化等の水質悪化を招くおそれがあることから、年間を通した必要羽数の有害捕獲を行う。

##### 9 ヒヨドリ

ヒヨドリは果樹、野菜の食害が予想される。そのため、年間を通した必要羽数の有害捕獲を行う。

##### 10 サル

市街地や住宅敷地への出没事例が発生していることから、出没情報に基づき必要に応じて追い払いや捕獲を行う。

【全体】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	18,550	18,550	18,600
アライグマ	2,500	3,000	3,100
カラス	3,570	3,570	3,570
タヌキ	680	800	850
アナグマ	780	880	880
シカ	530	530	530
カワウ	50	50	50
ヒヨドリ	2,100	2,100	2,100
カモ	50	50	50
キジ	50	50	50
ドバト	250	250	250
ダイサギ	500	500	500
ゴイサギ等	550	550	550

【佐世保市】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	8,000	8,000	8,000
アライグマ	1,500	1,800	1,800
カラス	1,000	1,000	1,000
タヌキ	300	400	400
アナグマ	500	600	600
シカ	500	500	500
カワウ	50	50	50
ヒヨドリ	1,000	1,000	1,000
カモ	50	50	50
キジ	50	50	50
ドバト	250	250	250
ゴイサギ	50	50	50

【平戸市】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	6,000	6,000	6,000
アライグマ	100	200	300
カラス	30	30	30
タヌキ	30	50	100
アナグマ	30	30	30
ヒヨドリ	100	100	100
シカ	10	10	10

【松浦市】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,500	3,500	3,500
アライグマ	800	800	800
カラス	1,000	1,000	1,000
アナグマ	200	200	200
タヌキ	300	300	300
ヒヨドリ	1,000	1,000	1,000
ダイサギ	500	500	500
コサギ等	500	500	500

【小値賀町】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	350	350	400
カラス	1,500	1,500	1,500

【佐々町】

対象鳥獣	捕獲計画等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	700	700	700
アライグマ	100	200	200
カラス	40	40	40
タヌキ	50	50	50
アナグマ	50	50	50
シカ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法は、銃器及びわな（箱わな、くくりわな）、カラス捕獲檻を基本とする。</p> <p>地域の実情に合わせて、捕獲率向上に向けた体制を整備する。さらに、ICTを導入し地域との連携を踏まえ、PDC Aサイクルに基づく効果的・効率的な被害対策を講じ、捕獲に係る労力の軽減を図る。</p> <p>なお、対象区域は管内全域とする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
県北地域 (佐世保市) (平戸市) (松浦市) (小値賀町) (佐々町)	有害鳥獣の捕獲許可申請について、県より権限の移譲を受けている。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

###### 【全体】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	129,363m	電気柵	131,330m	電気柵	139,363m
	ワイヤーメッシュ柵	188,248m	ワイヤーメッシュ柵	188,248m	ワイヤーメッシュ柵	188,248m

###### 【佐世保市】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	100,000m	電気柵	100,000m	電気柵	100,000m
	ワイヤーメッシュ柵	70,000m	ワイヤーメッシュ柵	70,000m	ワイヤーメッシュ柵	70,000m

###### 【平戸市】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	13,863m	電気柵	15,830m	電気柵	13,863m
	ワイヤーメッシュ柵	37,248m	ワイヤーメッシュ柵	37,248m	ワイヤーメッシュ柵	37,248m

###### 【松浦市】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m
	ワイヤーメッシュ柵	60,000m	ワイヤーメッシュ柵	60,000m	ワイヤーメッシュ柵	60,000m

###### 【小値賀町】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	500m	電気柵	500m	電気柵	500m
	ワイヤーメッシュ柵	1,000m	ワイヤーメッシュ柵	1,000m	ワイヤーメッシュ柵	1,000m

###### 【佐々町】

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ等	電気柵	5,000m	電気柵	5,000m	電気柵	15,000m
	ワイヤーメッシュ柵	20,000m	ワイヤーメッシュ柵	20,000m	ワイヤーメッシュ柵	20,000m

(2) 侵入防護柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・集落における現地研修会等において普及啓発を行うとともに、生産者が有害鳥獣に対して自主防除意識をもつよう有害鳥獣の習慣や有効な対策等を周知することで意識改革を図り、適正かつ効果的な侵入防止柵の設置・管理を行う。</li> <li>・耐用年数を経過したワイヤーメッシュ柵、電気柵の適期更新により防護態勢維持を図る。</li> </ul>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、アライグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、シカ、カモ、キジ、ドバト、ゴイサギ、カワウ、ヒヨドリ、ダイサギ、コサギ 等	①研修会や講演会等を通じて技術的な指導者の育成を図りつつ、各地域・集落単位で有効な対策を検討する。 1) 鳥獣の餌となる生ごみや農作物の収穫残渣等の適正な処理 2) 耕作放棄地など鳥獣が好む草むらや藪の解消 3) 小型箱わなの設置方法 4) 箱わな等の効果的設置方法 ②生息環境の整備や保全に資するため、国や県の事業を活用し地域の特性に応じた森林整備の推進を図るとともに、地域住民等による下草の刈払いを勧奨することで緩衝帯を作り、地域全体で有害鳥獣の生息しにくい環境整備を行う。
令和6年度		
令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役 割
佐世保市	佐世保市	関係機関への連絡・報告、現場確認、対処法の検討を行う。
	警察	対象鳥獣の追い払い、住民の安全確保を行う。
	猟友会等	対象鳥獣の追い払いを行う。
平戸市	平戸市	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知及び助言
	警察	対象鳥獣の追い払い、住民の安全確保を行う。
	鳥獣被害対策実施隊	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
	平戸猟友会	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
	田平猟友会	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
松浦市	松浦市	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知及び助言
	警察	対象鳥獣の追い払い、住民の安全確保を行う。
	鳥獣被害対策実施隊	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
	松浦猟友会	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
小値賀町	小値賀町	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知及び助言
	小値賀猟友会	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
	警察	対象鳥獣の追い払い、住民の安全確保を行う。
佐々町	佐々町	関係機関への連絡・報告、現場確認、対処法の検討を行う。
	警察	対象鳥獣の追い払い、住民の安全確保を行う。
	佐々猟友会	対象鳥獣の捕獲、追い払いを行う。

(2) 緊急時の連絡体制

<b>【佐世保市】</b>				
被害者	→	警察	→	市 → 市内猟友会
	→	市	→	警察・市内猟友会
<b>【平戸市】</b>				
被害者	→	警察	→	市 → 平戸・田平猟友会・鳥獣被害対策実施隊
	→	市	→	警察・平戸・田平猟友会・鳥獣被害対策実施隊
<b>【松浦市】</b>				
被害者	→	警察	→	市 → 松浦猟友会・鳥獣被害対策実施隊
	→	市	→	警察・松浦猟友会・鳥獣被害対策実施隊
<b>【小値賀町】</b>				
被害者	→	警察	→	町 → 小値賀猟友会
	→	町	→	警察・小値賀猟友会
<b>【佐々町】</b>				
被害者	→	警察	→	町 → 佐々猟友会
	→	町	→	警察・佐々猟友会

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲許可を受けた捕獲者自身に対し、自家消費、埋設など適切に処理をするよう徹底した指導を行うとともに、焼却処分等に対しては、処分費の免除など捕獲者の負担を軽減し、適切に処理を行う。

また、加工処理施設がある地域については、精肉・加工された肉（ジビエ）の有効活用及び地元での特産化を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p><b>【佐世保市】</b> 現在あるジビエ施設においては、大幅な処理頭数の増は見込めない。よって、今後も現状を維持できるよう、地元との検討を行う。</p> <p><b>【平戸市】</b> 現在、ジビエ加工業者が猟友会と連携し、ジビエに適した個体の食肉加工を行っている。有害捕獲されたイノシシのジビエ加工頭数を維持する。</p> <p><b>【松浦市】</b> 捕獲従事者が運営するジビエ施設において、当該従事者が捕獲した個体のみを食品加工するため大幅な増数は見込めない。現状の年間数頭の加工を維持する。</p> <p><b>【佐々町】</b> 一部の捕獲従事者が佐世保市のジビエ施設へ持ち込みを行っているが、大幅な増加は見込めない。現状の年間数頭の加工を維持する。</p>
----	---

**(2) 処理加工施設の取組**

<p><b>【佐世保市】</b> 今後も現状を維持する。</p> <p><b>【平戸市】</b> 捕獲者の高齢化に伴う埋設負担が増加している中で、ジビエ加工業者による引取りが有効活用されている。加工残渣処理について、大きな負担となっており、処理方法について検討が必要である。</p> <p><b>【松浦市】</b> 捕獲数の急増による埋設負担の増加で、高齢化が進んだ狩猟者の捕獲意欲が減退する中、ジビエによる有効活用を図る必要があるが、市内処理加工施設のキャパシティーを踏まえた仕組みづくりを検討する。</p> <p><b>【佐々町】</b> 町内に処理加工施設はないため、一部の捕獲従事者が佐世保市へ持ち込んでいるが、今後、ジビエによる有効活用を図っていききたい。</p>
---

**(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組**

<p><b>【佐世保市】</b> ジビエ施設を運営する地元関係者と協議を進め、後継者の確保について検討する。</p> <p><b>【平戸市】</b> 食肉加工する上で食品の安全性の確保など、ジビエに関する専門的な知識が必要となるため、事業者へ説明会や講習会等の情報共有を行う。適切な事業運営に必要な人材育成を図り、年間ジビエ処理頭数 380 頭（過去 3 年平均 317 頭）を目標とする。</p> <p><b>【松浦市】</b> 食品衛生を取り巻く情勢として、食品衛生法の改正やHACCPの制度化に伴う食品の安全性の確保など、ジビエに関する各対応が多岐に亘るため、事業者へ説明会や講習会等への参加を促し、適正な事業運営を図る。</p>
--

**9. 被害防止対策の実施体制に関する事項**

**(1) 被害防止対策協議会に関する事項**

被害防止対策協議会の名称		県北地域有害鳥獣防除対策協議会
構成機関の名称		役 割
佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会	佐世保市農政課有害鳥獣対策室	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行うとともに、対象地域を巡回し情報提供を行う。
	ながさき西海農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農（技術）指導・情報提供を行う。
	長崎県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農（技術）指導・情報提供を行う。
	ながさき西海農業協同組合営農組合（各地区生産者代表）	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農（技術）指導・情報提供を行う。
	佐世保市南部有害獣対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農指導・防護柵の管理を行う。
	佐世保市猟友会、早岐猟友会、相浦猟友会、三川内猟友会、世知原猟友会、宇久町猟友会、江迎猟友会江迎支部、江迎猟友会吉井支部、江迎猟友会小佐々支部、江迎猟友会鹿町支部、柚木地区猪捕獲対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を行う。
	有害鳥獣有効利用組合	捕獲された有害獣の有効利用の検討を行う。
	佐世保市農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

	県北振興局農林部南部地域普及課	有害鳥獣関連情報の提供を行うとともに、対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
平戸市鳥獣被害防止対策協議会	平戸市	事務局
	平戸市自治連合連合協議会	会に対する助言及び農業者への周知
	ながさき西海農業協同組合	会に対する助言及び農業者への周知
	平戸猟友会・田平猟友会	会に対する助言及び捕獲に関する技術指導
	長崎県農業共済組合	会に対する助言及び農業者への周知
	県北振興局農林部北部地域普及課	会に対する指導及び助言
	(株) GreenPeace	会に対する助言及び捕獲された個体の食肉利用
松浦市有害鳥獣駆除対策協議会	松浦市	事務局（総括）
	松浦猟友会	会に対する助言及び捕獲に関する技術指導
	ながさき西海農業協同組合	会に対する助言及び農業者への情報提供
	長崎県農業共済組合	会に対する助言及び農業者への情報提供
	県北振興局農林部北部地域普及課	会に対する助言及び農業者への情報提供
宇久・小値賀地域鳥獣被害防止対策協議会	宇久町猟友会	有害鳥獣の捕獲
	小値賀猟友会	有害鳥獣の捕獲
	ながさき西海農業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供・啓発活動
	新上五島警察署	有害鳥獣に関する情報提供・啓発活動
	長崎県農業共済組合	有害鳥獣に関する情報提供・啓発活動
	佐世保市宇久行政センター産業建設課	有害鳥獣に関する情報提供・啓発活動
	小値賀町	事務局・指導・啓発活動
佐々町イノシシ等防除対策協議会	佐々猟友会	有害鳥獣の捕獲
	佐々町	事務局、指導・啓発活動
	佐々町農業委員会	荒廃地等の情報収集
	県北振興局農林部南部地域普及課	有害鳥獣防除に関する指導助言
	ながさき西海農業協同組合	有害鳥獣防除に関する指導助言
松浦市	事務局としての協議会に関する連絡調整及び農家・住民への啓発普及	
佐世保市・平戸市・小値賀町・佐々町	農家・住民への啓発普及	
ながさき西海農業協同組合	農作物被害対策に関する情報提供及び営農指導	
長崎県農業共済組合	農作物被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・営農指導	
県北振興局農林部	農作物被害対策に関する情報提供及び営農指導	

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県農林部農山村振興課	当該計画の目標達成のための支援、助言

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>【佐世保市】 市職員6名により結成した鳥獣被害対策実施隊が被害防止に必要な対策を講じていくこととする。</p> <p>【平戸市】 市職員2名と民間人(猟友会員)3名で組織した鳥獣被害対策実施隊により、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備等の被害防止策に関する指導、助言、普及啓発を行う。</p> <p>【松浦市】 市職員1名と民間人15名で実施隊を組織し、被害防止施策を明確にすると共に被害対策に積極的に取り組む体制（突発的な事態に対して迅速に対応できる体制）を確立する。</p>
---

**【小値賀町】**

町職員 5 名と民間人 13 名で結成した実施隊が、捕獲活動及び技術指導、広報・啓発活動を実施していく。

**【佐々町】**

佐々町職員（町長が任命した職員）及びわな猟狩猟従事者又は学術捕獲従事者により、実施隊を結成し、捕獲・被害防止策の普及啓発等、町内の被害対策についての取組みを進めていく。

**(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項**

集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や防護柵の設置状況の確認・指導を行っていく。また、農業就業人口の高齢化が進む中、地域が主体となり、被害防止に向けた活動（防護柵の設置、緩衝帯の整備など）を行うことができるような体制の確立を目指し、関係機関・団体が連携して支援を行っていく。

**10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項**

被害防止対策に関して、各関係機関と連携し、情報交換会や現地研修会を開催する。